

スルホキサフロルの残留基準値設定ならびに 農薬登録をしないよう求める要望

2017年2月27日

厚生労働省大臣
塩崎恭久 様

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品全部基準審査課御中

反農薬東京グループ
国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン
NPO 法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
NPO法人 日本有機農業研究会

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会で残留基準値案を検討しているネオニコチノイド系農薬¹のスルホキサフロルの残留基準値の設定を中止するよう要望いたします。

ネオニコチノイド系や有機リン系、ピレスロイド系農薬など、神経毒性を有する農薬が、水系を汚染し、食品に残留しており、人の尿中に見出されていることは、研究論文や、環境省のパンフレット等で報告されており、新たなネオニコチノイドの使用は人の健康への影響の懸念を高めます。

厚生労働省は2015年12月～翌年1月にかけて、スルホキサフロル登録に必要な残留基準を設定するための薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（以下、部会という）の案に対しパブリックコメントを求めました。

その結果、537件のパブリックコメントが集まり、登録削除されたアメリカでのデータをもとに日本で登録することを疑問視する多数意見も踏まえ、2016年3月の部会では、「アメリカでの再登録の結果を待った上で、基準案について検討する」として、残留基準設定が延期されました。

今月（2月）、部会での審査が再開されましたが、スルホキサフロルの登録には次に記すような問題があるため、私たち環境や食の安全、子どもの健康などについて活動する市民社会組織は共同して、以下を要望いたします。

なお、農林水産大臣および環境大臣にも「スルホキサフロルの農薬登録をしないよう求める要望」を2月15日に提出しております²。

¹ 厚生労働省等の資料では「スルホキシミン」系と記載されていますが、ニコチン性アセチルコリン反応を阻害するスルホキサフロルをネオニコチノイド系に含めて考えることは適切なため。Pesticide Action Netowrk. "Sulfoxaflor and flupyradifurone: Neonicotinoids or not?" 2016年9月

² <http://www5e.biglobe.ne.jp/~ladymine/kiji/yobo170215a.doc>

【要望1】

厚生労働省ならびに貴部会がスルホキサフロルの残留基準の設定を中止し、農林水産省へ差し戻すよう求めます。

理由

1. 安全性評価が十分におこなわれていないこと。

農薬評価書では発達神経毒性について充分検討されておらず、内分泌攪乱作用、複合影響も評価されていません。

発達神経毒性については評価書に1つ記載はあるものの、動物の発達神経毒性の評価方法は確立しておらず、人への影響を類推するために必要な毒性指標や安全係数も決まっています。人の子どもは、その脳・神経系はラットやマウスのような実験動物より高機能であるうえ、胎児から成人に至る発達期間も動物と比べ大幅に長いことから、発達神経毒性試験で、動物と人の種差を10とする評価法は検討し直すべきです。子どもの場合の安全係数を1000とすべきとの説もあり、発達神経毒性の評価にあたり安全係数を100とするのは低すぎるおそれがあります。

2. ネオニコチノイド系農薬とミツバチ被害の関連が高いと確認されたコメ（水稲）にまで適用されていること

- 2016年7月には農水省調査「蜜蜂被害事例調査」の最終報告で稲の出穂期に使用されるネオニコチノイド系を含む農薬散布とミツバチ被害との関連が確認されており、スルホキサフロルのコメへの適用が案に残っているのは大きな問題です。
- 12月に日本政府が明らかにしたネオニコチノイド系農薬の使用規制を含む措置を検討するという方針³とも矛盾します。

3. 米国での再登録でスルホキサフロルの用途限定された経緯について報告されていないこと。

残留基準値設定の保留は、米国での再登録の結果を待つため、と説明されていたにもかかわらず、米国での検討における新たな科学的知見の有無や、適用作物や時期の限定にあたってどのようにリスクを見積もったかなどの精査は、部会へ報告されていません。厚労省の事務方で使用限定などの修正がなかったことに対し部会委員からも指摘されています⁴。農水省は⁵、適用作物の防除時期と開花期がかさなることをみとめながら「注意事項を遵守すれば」被害は起こらないとしています⁶が、実際には注意事項が遵守されていても被害が生じている、または遵守されていないことが農水省調査で明らかになっています⁶。

³ 内閣参質 192代 54号平成 28年 12月 22日

⁴ 「スルホキサフロルの基準値策定に関連した意見」（2月1日部会資料 3-4）

⁵ 「スルホキサフロルの米国の登録状況と日本における申請内容について」（部会資料 3—5）

⁶ 農林水産省消費安全局「蜜蜂被害事例調査」（平成 25年度～27年度）の結果及び 今後の取組について 2016年 7月

4. 農薬登録にあたり、野生の花粉媒介者を含む生態系への悪影響を検討する枠組みがないこと。

野生の昆虫などによる授粉の割合が国内でも 7 割に達するという試算が出されています⁷。また国内外の科学的な調査により、飼育および野生の花粉媒介生物の価値が次々と明らかにされるとともに、その減少が警告されています^{8,9,10,11}。しかし、農水省提出の部会資料「スルホキサフロルの米国の登録状況と日本における申請内容について」でも飼養ミツバチしか検討されていません。

野生の花粉媒介生物へ毒性の強い農薬の承認・使用が続いている問題をこれ以上助長しないため、花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を停止すべきです。

【要望2】

新たな基準案の前に、2015年12月から16年1月に、厚生労働省が実施したスルホキサフロルの残留基準設定案のパブリックコメント募集で集めた意見に対する個別の意見に対し、先ずご回答ください。

理 由

通常、残留基準パブリックコメントのプロセスでは行われるはずの、意見に対する回答がスルホキサフロルについてはいまだ公表されていません。

2016年1月に締切られた当該パブリックコメントには、537件もの多数の国民の意見が集まりました。貴部会へは、その結果概要が内容別件数として報告されていますが、個別の意見に対する回答や説明の無いまま、新たな基準案が検討されている事態は、国民の意見の取り扱い方としては問題があります。

以上

連絡先：

- 国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン
東京都新宿区西新宿 8-13-11-2F
電話 03-5338-9800
- 反農薬東京グループ
東京都西東京市東伏見 2-2-28-B
電話/FAX：042-463-3027

⁷ 農業環境技術研究所プレスリリース「農作物の花を訪れる昆虫がもたらす豊かな実りー日本の農業における送粉サービスの経済価値を評価ー」2016年2月4日

⁸ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）第4回総会

⁹ 生物多様性条約第13回締約国会議ハイレベル会合

¹⁰ 生物多様性条約第12回締約国会議のFAOレポート PROGRESS ON THE INTERNATIONAL INITIATIVE FOR THE CONSERVATION AND SUSTAINABLE USE OF POLLINATORS 2014年10月

¹¹ EASAC Ecosystem services, agriculture and neonicotinoids 2015年4月